

平成25年度松江市史講座 於・松江市総合文化センター 2013年10月19日(土)  
出雲国府の実像 佐藤 信(東京大学大学院教授)

はじめに

日本律令国家の中央集権的領域支配と地方官衙(国府〔国衙〕・郡家〔郡衙〕)  
日本律令国家と「在地首長制」 石母田正『日本の古代国家』岩波書店、1971年  
中央から派遣される地方官である国司と伝統的地方豪族が任じられる郡司、民衆  
律令国家の領域支配システムとして不可欠であった地方官衙の機能・構造  
発掘調査で国府・郡家・地方官衙遺跡が解明され、出土文字資料の出土で実像明確化  
大宰府・古代城柵遺跡・駅家・官営工房  
遺跡群としての古代地方官衙  
国司と国府、郡司・郡司氏族と郡家…国府・郡家の周辺居住域…地域社会との関係

## 1. 律令国家の地方支配

### 1. 1 国司と国府

#### ◎国造のクニから令制国へ

古墳時代、倭の王権は列島に支配を広げる過程で、地方豪族たちとはじめは同盟的關係を結び、次第に支配・従属関係の下に取り込んでいった。出雲においては、在地豪族たちの動向の中で、東・西出雲の地域的な統合への歩みが進んでいった。その過程は、「国引き神話」にみられるように、海外や北陸・九州・隣接地域・吉備や倭の大王権力などとの交流の中で展開した。

倭の大王権力と出雲の地方豪族との関係は、古墳の規模や墳形、そして岡田山一号墳出土鉄刀銘の「各田部臣」の氏称などにうかがえる。出雲でも、在地勢力のもつ出雲神話が『古事記』『日本書紀』の中央の国家的神話の体系の下に取り込まれたように、大王のもとに従属していく過程が進行した。

列島各地の地方豪族と同様、出雲の地方豪族も、それまで地域的君主の性格をもつ「国造」(クニノミヤツコ)に任じられたが、律令国家の形成とともに「国一郡一里」という律令地方行政区画の「郡」の統治を担う「郡司」(地方官)になっていった。

#### ◎令制国と国府

##### 国境確定

##### ○『日本書紀』天武十二年(六八三)十二月丙寅条

諸王五位伊勢王・大錦下波田公八国・小錦下多臣品治・小錦下中臣連大嶋、并て判官・録史・工匠者等を遣して、天下に巡行きて、諸国の境界を限分ふ。然るに是年、限分ふに堪へず。

##### ○『日本書紀』天武十三年(六八四)十月辛巳条

伊勢王等を遣して、諸国の堺を定めしむ。

国司の派遣から常置へ。八世紀前期に国府の形成へ。

#### 国造のクニから評・郡へ

在地を伝統的に支配してきた地方豪族としての国造は、評司・郡司に任じられ、令制国に中央から派遣される国司の下位に末端地方官僚として位置づけられることになった。

#### 地方行政区画の変遷

孝徳天皇時代「天下立評」

評一五十戸(さと)

(国) 一評一里

六八九年 (浄御原令) ～ 国一評一里  
七〇一年 (大宝令) ～ 国一郡一里  
七一七～七四〇年 (郷里制) 国一郡一郷一里 (こごと)  
七四〇年～ 国一郡一郷

#### ◎国府の形成

国宰・国司 (クニノミコトモチ) は七世紀半ばから地方に派遣されるが、はじめは一度きりの使者であった。七世紀後半には継続的に派遣され常駐するようになる。国司は、はじめ評家や地方豪族の豪族居館に寄住したり、その都度の「仮屋」などに滞在したのではないかと思われる。天武天皇時代に、令制国の境界画定が進められた。大宝令では、国司は四年の任期付きながら恒常的に常置され、国司の官僚機構が整えられて、八世紀前期には国内統治の拠点として国府が営まれる (山中敏史説)。国府は律令国家の地方支配の象徴的施設でもあり、その遺跡は全国的に8世紀前半から10世紀代に機能した。最近は、七世紀末には「初期国府」が営まれたとする説 (大橋泰夫氏) もある。

#### ◎令制国の「新国造」

国造は、大宝令により一国一国造の「新国造」となり、「新国造」はその国の神祇祭祀をつかさどった。律令制とともにかつてのクニ別ではなく令制国毎に置かれることになった。大宝二年 (七〇二) には二月に行われる祈年祭の頒幣の記事があり、すべての官社に幣帛がわかたれる際に、国造が都に集められている。

#### ○『続日本紀』大宝二年 (七〇二) 二月庚戌条

是の日、大幣を班たむ為に、馳駆して諸国の国造等を追して京に入らしむ。

#### ○『続日本紀』大宝二年 (七〇二) 四月庚戌条

詔して、諸国の国造の氏を定めたまふ。其の名、国造記に具なり。

#### 1. 2 国司と郡司

中央から貴族が派遣される地方官としての国司 (四年任期)

伝統的に地域支配を行ってきた地方豪族 (国造) が任じられる郡司 (終身官)

大化元年 (六四五) 八月の「東国国司詔」によれば、中央から派遣される「東国国司」に対して、東国の地方豪族たちは、もと「国造・伴造・県稻置」ではなかった者までが日々「官家」「郡県」を管掌してきたと自称し、自らの在地支配権の確認・拡充を求めるといふ在地情勢がうかがえる。従来国造の数よりも評 (郡) の数の方が多いという状況も考え合わせれば、地方豪族各層が評 (郡) 司任命を競望した様子が知られる。

#### ○『日本書紀』大化元年 (六四五) 八月庚子条「東国国司詔」

東国等の国司を拜す。仍りて国司等に詔して曰はく、天神の奉け寄せたまひし隨に、方に今始めて万国を修めむとす。凡そ国家の所有る公民、大きに小きに領れる人衆を、汝等任に之りて、皆戸籍を作り、及田畝を校へよ。其れ菌池水陸の利は、百姓と俱にせよ。又、国司等、国に在りて罪を判ること得じ。他の貨賂を取りて、民を貧苦に致すこと得じ。京に上らむ時には、多に百姓を己に従ふること得じ。唯使国造・郡領をのみ従はしむること得む。但し、公事を以て往来はむ時には、部内の馬に騎ること得、部内の飯食ふこと得。…若し名を求むる人有りて、元より国造・伴造・県稻置に非ずして、輒く詐り訴へて言さまく、「我が祖の時より、此の官家を領り、是の郡県を治

む」とまうさむは、汝等国司、詐の随に便く朝に牒すこと得じ。審に実の状を得て後に申す可し。…

律令の地方制度のもとで、郡司は都から派遣される貴族である国司の部下であり、天皇・国司に服属する立場の末端地方官であった。道で出会っても郡司は国司に対し下馬の礼で挨拶しなくてはならなかった。

#### ○儀制令 18 元日国司条

凡そ元日には、国司皆僚属郡司等を率ゐて、(a) 庁に向ひて朝拝せよ。(b) 訖りなば長官賀受けよ。(c) 宴設くことは聴せ。〔其れ食には、当処の官物及び正倉を以て充てよ。須みむ所の多少は、別式に従へよ。〕

#### ○戸令 33 国守巡行条

凡そ国の守は、年毎に一たび属郡に巡り行いて、風俗を觀、百年を問ひ、囚徒を録し、冤枉を理め、詳らかに政刑の得失を察、百姓の患へ苦しむ所を知り、敦くは五経を諭し、農功を勧め務めしめよ。部内に好学、篤道、孝悌、忠信、清白、異行にして、郷閭に発し聞ゆる者有ば、挙して進めよ。不孝悌にして、礼を悖り、常を乱り、法令に率はざる者有らば、糺して繩せ。

其れ郡の境の内に、田疇開け、産業脩り、礼教設け、禁令行はれば、郡領の能と為よ。其の境に入るに、人窮まり遺しく、農事荒れ、奸盜起り、獄訟繁くは、郡領の不と為よ。

若し郡司、官に在りて公廉にして、私の計に及ぼさず、色を正し、節を直うして、名誉を飾らずは、必ず謹みて察よ。其れ情、貪り穢らはしきに在りて、諂ひ諛つて名を求め、公節聞ゆること無くして、私の門日に益さば、亦謹みて察よ。其れ政績の能不、及び景迹の善悪、皆録して考状に入れて。以て褒げ貶すこと為よ。即ち事侵害すること有りて、考に至るを待つべからずは、事に随ひて糺し推へ。

#### ○儀制令 11 遇本国司条

凡そ郡司、本国の司に遇はば、皆 馬より下りよ。唯し五位、同位以上に非ずは、下りず。若し官人本国に就きて見れば、同位は即ち下りよ。〔若し致敬すべくは、並に下馬の礼に准へよ。〕

### 2. 地方官衙としての国府遺跡

#### 2. 1 地方官衙遺跡

地方官衙…国府（国衙）と郡家（郡衙）、郡家の出先機関・正倉院

国府 国庁・曹司（「官舎」「実務官衙」）・国司館・正倉院・厨・寺院（国分寺など）

・

神社（総社・印役社・大国魂神社・宮目神社・一宮など）・生産遺跡（土器・鉄・瓦など）・駅家・交通路（駅路・「伝路」）・国府津・祭祀場・城郭・烽家（とぶひ）

都市域一道路による方格地割りと邸宅群

国府は、国庁を中心に、官衙地区（曹司〔官舎〕・「所」）・倉庫群（正倉院）・国司館・国（府）厨などの諸施設が集まり、条坊制的な街区や生産遺跡（製鉄・造瓦・窯業・製塩など）を伴い、官道（直線道、交通路）の結節点として駅家・国府津（水上交通路）なども付属し、国府付属寺院・国分寺・国分尼寺・市（国府交易圏）など

を近くにもった。また神社として総社・印鑰社・一宮などを近くにもち、国府の祭り「国府祭」（神奈川県大磯町六所神社、相模国府祭）が伝えられている所もある。

#### 遺構と出土文字資料

建物＝掘立柱建物（堀形・柱痕跡）・礎石建物の大規模性・正方位性  
政庁の「コ」の字配置の規格性 官衙建物構成の総合性・規格性  
官衙立地の要衝性…官衙地名・交通路 出土木簡による官衙遺跡の名称決定

## 2. 2 国府の諸機能と在地社会

### ◎地方官衙の機能の多様性

#### ①公的機能（公共性） 儀礼・饗宴

政庁（国庁・郡庁）の「庭」（広場） 正殿、東西脇殿に囲まれた広場  
儀制令 18 元日国司条の儀礼と国庁（正殿）  
告朔 八幡林木簡（八幡林官衙遺跡〔新潟県長岡市〕）…越後国府における告朔  
饗宴と厨

#### ②財政機能 徴税・収蔵 正倉院＝区画をもつ正倉（国家的倉庫）の倉庫群

#### ③宗教・祭祀

寺院 国分寺・「郡寺」（「郡家周辺寺院」。郡家近傍の郡司氏族の氏寺など）  
律令制的祭祀 国府・郡家近傍の祭祀遺跡・遺物（人形・斎串・土馬・墨書土器）  
但馬国府跡（祢布が森遺跡）近くの祭祀場、袴座遺跡（兵庫県豊岡市）  
国司・郡司による地方神社奉幣 国司による国内諸社神拝  
『釈日本紀』十、「淡路国例式曰、正月元日、国内諸神奉朔幣事〔毎月朔日准此〕」

#### ④文書行政

律令制の文書主義…文書で情報伝達  
木簡・漆紙文書・墨書土器など出土文字資料  
大宰府跡（福岡県太宰府市）・下野国庁跡（栃木市） 政庁付近から大量削屑  
習書木簡…多賀城跡（宮城県多賀城市）、秋田城跡（秋田市）  
漆紙文書…多賀城跡（宮城県多賀城市）。胆沢城跡（岩手県奥州市）…『文選』  
国符木簡…屋代遺跡群（長野県千曲市）  
郡符木簡・封緘木簡…  
八幡林官衙遺跡群（新潟県長岡市） 郡家を拠点とした文字文化の地方展開

#### ⑤給食制

国府厨・郡家厨 「厨」墨書土器…食器（杯・皿・椀）の所属を示す  
「国厨」墨書土器…出雲国府跡・下野国府跡・下総国府跡ほか  
駿河国志太郡家跡（御子ヶ谷遺跡・静岡県藤枝市）…「志太厨」「志厨」「志  
大領」墨書須恵器杯（食器）

#### ⑥手工業生産

常陸国国府工房…鹿ノ子C遺跡（茨城県石岡市）  
八世紀後期の対蝦夷戦争のための武器生産と東国  
陸奥国府多賀城における鉄生産工房の柏木遺跡（宮城県多賀城市）  
国府・国分寺のための瓦生産、国府における給食用の土器（食器）生産の窯跡

#### ⑦交通体系

陸上交通…駅路（駅家）・「伝路」（郡家）

水上交通…津（国府津・郡津）

伯耆国府跡における国府川沿いの倉庫施設群不入丘遺跡（鳥取県倉吉市）

周防国府跡における瀬戸内海に面した浜の宮・「船所」（山口県防府市）

### ◎遺跡群としての官衙遺跡

地域における官衙遺跡

官衙遺跡の立地と関連する出先機関・寺院・官人居宅・集落・交通施設・祭祀場等  
領域をもった地方官衙群・祭祀場・集落・交通路

一定領域への機能分散型官衙群の集中配置 国府・郡家における外郭区画施設の欠如  
筑後国府跡（福岡県久留米市）

八幡林官衙遺跡群（越後国古志郡、新潟県長岡市）

地方官衙遺跡の複合性

弥勒寺官衙遺跡群（美濃国武儀郡家、岐阜県関市）

弥勒寺東遺跡（郡庁・正倉院・厨）・弥勒寺跡（郡寺）・弥勒寺西遺跡（祭祀）  
・古墳・長良川

武蔵国幡羅郡家跡（埼玉県深谷市・熊谷市）

幡羅遺跡（館・正倉院・曹司・工房・道路）・西別府廃寺（郡寺）・西別府祭  
祀遺跡・運河推定（荒川の水運） 東山道武蔵路

地方官衙遺跡の周辺

官衙と方格地割ともなう「都市域」の形成

陸奥国府多賀城跡と山王遺跡・市川橋遺跡（宮城県多賀城市）

武蔵国府関連遺跡（東京都府中市）…1500件以上の調査で区画・遺跡など  
陸奥国加美郡家＝東山遺跡と檀の越遺跡（宮城県）

### ◎地方官衙遺跡群の歴史的景観の復元

国府の歴史的景観の復元

出雲国府とその周辺の1/1000模型（八雲立つ風土記の丘展示学習館）

伯耆国府の復元パース（山中敏史・佐藤興治『古代の役所』）

郡家の歴史的景観の復元

上野国新田郡家とその周辺のパース（群馬県飯塚聡氏）

## 3. 出雲国府

### 3. 1 八雲立つ風土記の丘（島根県立八雲立つ風土記の丘展示学習館）

茶臼山（神名火）・真名井 条里制水田の歴史的景観…意宇平野

岡田山一号墳（前方後方墳、二四<sub>ノ</sub>） 六世紀銘文太刀「各（額）田マ（部）臣」

山代二子塚（前方後方墳、九二<sub>ノ</sub>）・山代方墳 大庭鶏塚

出雲国府跡 国庁跡（六所神社） 史跡整備

「国庁後殿」跡・「北方官衙地区」…木簡の出土 7世紀「評」木簡出土

「十字街」…山陰道と往北道（隠岐路） 意宇の杜 国府津の推定（中海・意宇川）

山代郷正倉跡（団原遺跡・下黒田遺跡）…区画溝・総柱倉庫建物の列立・管理施設

出雲国分寺跡 附古道（天平古道）、出雲国分尼寺跡、

来美廃寺…北新造院（『出雲国風土記』の「新造院」）。南新造院。

神魂神社 出雲国造居館跡

出雲玉作跡（松江市玉湯） 花仙山産のめのう製勾玉など製作 松江市立玉作資料館

### 3. 2 出雲国府

出雲国府跡発掘調査成果

	7世紀	8世紀	8末～9世紀初	9～10世紀…	
六所脇地区（国庁）	7世紀前身官衙……国庁	……国庁	……	？	
宮の後地区（北方官衙）	7世紀前身官衙……曹司	……曹司	……	？	
大舎原地区（国司館）		？	……国司館	……	？
日岸田地区（国府工房）		漆工房……	？	……	？
樋ノ口地区（工房カ）		工房カ			

国庁 「国庁後殿」…正殿の可能性の指摘

国司館 8脚門が北に開く区画に東殿・西殿の四面庇建物 木簡・漆紙文書の出土

国府で玉作の生産遺物の出土

### 4. 出雲国府と出雲国造

#### 4. 1 出雲国司

出雲国司として中央貴族が派遣されて来て、出雲国造など出雲の地方豪族たちとの間で官僚制的な上下関係が構築された際に、七世紀後期から八世紀前期の国府造営にかけての国司が果たした役割は大きかったと思われる。

【忌部宿祢子首（いんべのすくねこびと）】（～七一九）

神事にたずさわる倭王権の伴造氏族。壬申の乱で天武天皇方で活躍。「帝紀」や「上古諸事」の記定事業の筆録にあたり、伊勢神宮への奉幣使を務めた。和銅元年（七〇八）三月出雲守となる。『古事記』『日本書紀』への出雲神話の採録や、神賀詞奏上など神祇をめぐる出雲国造と王権との関係形成に関与したか。

○『日本書紀』の持統三年（六八九）正月壬戌条

出雲国司に詔して、風浪に遭値へる蕃の人を上げ送らしむ。

○『続日本紀』和銅元年（七〇八）三月丙午条

正五位下忌部宿祢子首を出雲守とす。

#### 4. 2 出雲国造と王権

出雲国府が所在する出雲国意宇郡は、熊野神社・杵築大社の「神郡」（郡内の租・調・庸を特定の神社のものとする制度）であった。出雲国造の出雲臣氏は、国造であるとともに八世紀には意宇郡の郡司を占め続け、また神郡なので一族から複数の郡司を輩出することができた。

出雲国造は、他地域の国造・郡司とは別に、朝廷の太政官で特別に任命され、神祇官で負幸物（おいさちもの）を賜る。また潔斎の後上京して天皇に「神賀詞」（かんよごと）を奏上し神宝を献上する儀式を通して天皇と直結する関係を持ったから、特別な権威を保ったとみられる。国司に対し命ぜられた風土記の編纂も、『出雲国風土記』は出雲国造が行っている。奈良時代天平期の国内の郡司たちには国造と同じ出雲臣が八名もおり、出雲臣が大きな勢力を保ったことが知られて、出雲の特徴ともいえる。

○『令集解』選叙令同司主典条令釈説

釈云はく、「養老七年（七二三）十一月十六日太政官処分すらく、『伊勢国度相郡・

竹郡、安房国安房郡、出雲国意宇郡、筑前国宗形郡、常陸国鹿嶋郡、下総国香取郡、紀伊国名草郡、合せて八神郡は、三等以上の親を連任することを聴す也』と。」

○『出雲国風土記』（天平五年〔七三三〕）

天平五年二月卅日に勘へ造る。秋鹿郡の人、神宅臣金太理。

国造帯意宇郡大領外正六位上勲十二等出雲臣広島。

○延暦十七年（七九八）三月二十九日太政官符（『類聚三代格』卷七）

太政官符す

応に出雲国意宇郡の大領を任ずべき事

右、大納言従三位神王の宣を被むるにいへらく、勅を奉るに、昔は、国造・郡領の職員別有り。各其の任を守り、敢えて違越せず。慶雲三年（七〇六）以来、国造をして郡領を帯せしむに、言を神事に寄せ、動もすれば公務を廃つ。則ち闕怠有りと雖も、刑罰を加えず。乃ち私門日に益すこと有りて、公家に利せず。民の父母還りて巨蠹と為る。今より以後、宜しく旧例を改め、国造・郡領の職を分けてこれに任ずべし。

○延暦十七年（七九八）十月十一日太政官符（『類聚三代格』卷一）

禁出雲国造託神事多娶百姓女子為妾事

右、被右大臣宣稱、奉勅、今聞承前国造兼帯神主、新任之日、即棄嫡妻、仍多娶百姓女子、号为神宮采女。便娶為妾。莫知限極。此是妄託神事、遂扇淫風。神道益世、豈其然乎。自今以後、不得更然。若娶妾供神事不得已者、宜令国司注名密封卜定一女、不得多点。如違此制、隨事科処。筑前国宗像神主准此。

○『延喜式』太政官式 出雲国造条

凡そ出雲国造、国司、例によりて銚擬し言上せば、すなわち太政官に於いて補任すること、諸国の郡司を任ずる儀の如くせよ。宣命および叙位もみな常の如くし、禄を賜うこと数あり。畢らば弁の大夫および史一人神祇官に就きて負幸物を給え。国に還りて一年齋し、畢らば国司、国造を率いて入朝し、神寿詞を奏せ。初め京外の便所に到り停まりて献物を修め飴り、神祇官に申して、預め吉日を扱びた、官に申して奏聞し、例によりて供進せよ。〔後の齋もまたこれに准えよ。〕その日、史二人朝堂院に入りて、献物の数を勘え、例によりて所司に頒智充てよ。〔事は神祇式および儀式に見ゆ。〕

○『延喜式』神祇式 臨時祭 35 負幸条

出雲の国造に賜う負幸物

金装の横刀一口、糸二十絢、絹十疋、調布二十端、鍬二十口。

右、国造に任じ訖らば、弁一人、史一人、神祇官の序に就け。…次に伯以下祐已上、次を以て座に就け。史一人、大蔵録一人、南門より入りて座に就け。…史、官掌を唱びて仰せて云わく、出雲の国司ならびに国造を喚せと。…時に弁宣いて云わく、出雲の国造と今定め給える姓名に、負幸の物を賜わくと宣ると。国造称唯して、再拝兩段、手を拍つこと兩段。訖らば大刀の案の下に進みて跪け。神部、大刀を取りて授けよ。…

○『出雲国風土記』（天平五年〔七三三〕）にみえる出雲の郡司たち

意宇郡	大領	外正六位上勲十二等出雲臣広島	少領	従七位上勲十二等出雲
	主政	外少初位上勲十二等林臣	擬主政	无位出雲臣
	主帳	无位海臣・无位出雲臣		

島根郡	大領	外正六位下社部臣	少領	外従八位上社部石臣
	主政	従八位下勲十二等蝮朝臣	主帳	无位出雲臣
秋鹿郡	大領	外正八位下勲十二等刑部臣	権任少領	従八位下蝮部臣
	主帳	外従八位下勲十二等日下部臣		
楯縫郡	大領	外従七位下勲十二等出雲臣	少領	外正六位下勲十二等高善史
	主帳	无位物部臣		
出雲郡	大領	外正八位下日置部臣	少領	外従八位下大臣
	主政	外大初位下部臣	主帳	无位若倭部臣
神門郡	大領	外従七位上勲十二等神門臣	擬少領	外大初位下勲十二等刑部臣
	主政	外従八位下勲十二等吉備部臣	主帳	无位刑部臣
飯石郡	大領	外正八位下勲十二等大私造	少領	外従八位上出雲臣
	主帳	无位日置首		
仁多郡	大領	外従八位下蝮部臣	少領	外従八位下出雲臣
	主帳	外大初位下品治部		
大原郡	大領	正六位上勲十二等勝臣	少領	外従八位上額部臣
	主政	无位日置臣	主帳	无位勝部臣

また、出雲臣は郡司として采女（うねめ…地方豪族である郡司の長官・次官（少領以上）の姉妹・娘の美しい女性を天皇のもとに仕えさせる律令制下の制度）を中央王宮に出仕させた。律令制では采女は下級女官であるが、七世紀代以前には、地方豪族の姉妹女子から王宮に出仕した采女たちは、しばしば大王・天皇と結婚し、その産んだ皇子が即位する可能性もあった。神亀三年（七二六）九月からは、神郡意宇郡の出雲国造出雲臣からの采女の出仕はなくなり、兵衛（とねり）にかわった。兵衛は、律令制で郡司子弟が王宮の護衛にあたる武官。

#### ○後宮職員令 18 氏女采女条

凡諸氏、々別貢女、皆限年卅以下十三以上。雖非氏名、欲自進仕、聽。其貢采女者、郡少領以上姉妹及女、形容端正者、皆申中務省、奏聞。

#### ○『続日本紀』神亀三年（七二六）九月己卯条

安房国安房郡・出雲国意宇郡の采女を停め、兵衛を貢が令む。

出雲神話と呼ばれる伝承として『出雲国風土記』の「国引き神話」が、豊かな想像力で在地社会における国造りの息吹を伝えてくれている。この神話からは、朝鮮半島や隠岐や北陸との交流の中で出雲の国造りが進んだことがうかがえる。

一方、『古事記』『日本書紀』が取り込んだ出雲神話といえるオオクニヌシの「国譲り神話」は、倭の大王と地方豪族との間で展開した支配・服属関係の展開・拡大の過程を象徴している。オオクニヌシの「国譲り」では、国譲りと交換に巨大神殿の造営と奉祭を得るという展開で、大王が地方支配を進める上で列島各地の地方豪族との間に展開した歴史を浮かび上がらせてくれる。巨大神殿については、実際、一〇世紀の『口遊』（くちずさみ）という史料に、出雲大社の建物が奈良の東大寺大仏殿や京都の大極殿よりも大きなことが記されており、出雲大社の発掘調査によって出土した太い柱三本を一括した鎌倉時代の柱のあり方からも、巨大な神殿建築の様子が知られる

『古事記』『日本書紀』が出雲神話を取り込んで成立していることに応じて、律令国家

となっても、出雲国造のみは、他地域の国造たちとは異なって、上京して即位した天皇に「神賀詞」（かんよごと）を奏上する儀式を担った。出雲国造の天皇に対する服属は、古代国家にとって象徴的な意味をもったと思われる。出雲国造は、天皇と直結する関係を持ち、特別な権威を保った。国司に対して命じられた風土記編纂も、『出雲国風土記』では出雲国造が行っているし、奈良時代天平期の出雲国内の諸郡郡司には、国造と同じ出雲臣が多くおり、出雲臣が大きな勢力を保っていたことが知られる。

#### 5. 地方官衙遺跡の終焉

国府・郡家の地方官衙遺跡は一般に十世紀代で機能を終える 出雲国府跡は13世紀迄国郡制の変質

国司から受領制（受領請負制による地方統治）へ 郡司の衰退

国庁から国司館へ

十世紀後半以降への展望 国司襲撃事件 富豪層・在地領主の考古学的検討  
おわりに

日本古代史の中での地方官衙遺跡の位置づけ…中央・地方の関係と中央集権性の検証

古代地方社会の展開や地域間交流に果たした地方官衙の多様な役割

在地首長制とその終焉

地方社会の古代史から古代史像のより豊かな再構成へ

参考文献

阿部義平『官衙』ニュー・サイエンス社、1989年

沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉『出雲国風土記』山川出版社、2005年

木下良『国府』教育社歴史新書、1988年。

国立歴史民俗博物館『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇集、1986年

国立歴史民俗博物館『国立歴史民俗博物館研究報告』第二〇集、1989年

佐藤信『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、1997年

佐藤信『出土史料の古代史』東京大学出版会、2002年

佐藤信『律令国家と天平文化』（日本の時代史4）吉川弘文館、2002年

佐藤信『日本の古代』放送大学教育振興会2005年

佐藤信『古代の地方官衙と社会』山川出版社、2007年

佐藤信編『史跡で読む日本の歴史4 奈良の都と地方社会』吉川弘文館、2010年

奈良国立文化財研究所『律令国家の地方末端支配機構をめぐって』1998年

奈良文化財研究所『古代の官衙遺跡Ⅰ遺構編』2003年

奈良文化財研究所『古代の官衙遺跡Ⅱ遺物・遺跡編』2004年

藤岡謙二郎『国府』吉川弘文館、（三版）1974年、もと1969年。

山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年

山中敏史・佐藤興治『古代の役所』岩波書店、1985年

『第8回神在月古代文化シンポジウム 天皇の前で語られた「出雲神話」』島根県古代文化センター・島根県立古代出雲歴史博物館、2008年